

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者名及び住所

入札参加資格 停止措置業者名	住 所	登録番号
株式会社 早川建築事務所	茨城県水戸市元吉田町 1305番地1	E040000215

2 入札参加資格停止措置期間

令和6年 2月29日から令和6年 5月28日まで（3か月）

3 入札参加資格停止措置の適用範囲

城里町が発注する建設工事等

4 事実概要

該当業者は、令和5年11月21日（月）付けで締結した令和5年度 町単消災委託第1号 城里町役場本庁舎非常用電源整備工事発注支援業務及び令和5年度 町単教コ委託第1号 コミュニティセンター城里非常用電源整備工事発注支援業務について、履行期間内に債務の履行が不可能として契約解除の申出が提出された。

これを受けて担当課局において令和6年2月9日付けで当該業者と契約解除確認書を交わした。

5 入札参加資格停止理由

城里町建設工事等入札参加資格停止措置要領第2条第1項 別表第2第17項に該当

城里町建設工事等入札参加資格停止等措置要領（抜粋）

停止措置の要件	停止期間
（不正又は不誠実な行為） 17 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、有資格業者内の業務（以下「業者内業務」という。）に関し、次に掲げる不正行為等をし、町工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

（問い合わせ先）

城里町役場

茨城県東茨城郡城里町大字石塚1428番地の25

電話 029-288-3111（内線235）